(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議 長 それでは、3、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、 榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、7番、一倉伸一君、8番、田嶋久実君の2名を本日の議事録署名 委員に指名します。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 4、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長それでは、着座にて説明をさせていただきます。

では、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

議案書は1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和5年11月27日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和5年12月11日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷係長から説明をいたします。

議 長 細谷係長の説明を求めます。

細谷係長。

細谷係長 産業振興課、細谷です。よろしくお願いします。

それでは、座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

お手元の資料2ページをご覧ください。

今月の農地利用集積計画です。

新規計画が3件、更新案件が1件となっております。

まず、1件目の計画です。利用計画を設定する貸手は伊勢崎市の方。賃貸借の設定

で、農地の所在は山子田字冠海戸2131番。現況地目は畑。面積は1,942㎡となっております。借手は昭和村の方。利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年1月1日より2年間で、令和7年12月31日までとなっております。賃借料は2万円。支払い方法は口座です。

2件目の計画です。利用権を設定する貸手は広馬場の方。賃貸借の設定で、農地の所在は新井字大川1160番、ほか6筆。現況地目は畑と田です。面積は合計で5174㎡となっております。借手は広馬場の方。利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年1月1日から10年間で、令和15年12月31日までとなっております。賃借料は合計で2万円。支払い方法は現金です。

3件目の計画です。利用権を設定する貸手は長岡の方。賃貸借の設定で、農地の所在は長岡字屋敷平2034番ほか1筆です。現況地目は畑。面積は2,791㎡となっております。借手は長岡の方。利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年1月1日から3年間、令和8年12月31日までとなっております。賃借料は合計で3万円。支払い方法は現金です。

4件目の計画です。利用権を設定する貸手は広馬場の方。賃貸借の設定で、農地の所在は広馬場字南2852の1番、ほか5筆。現況地目は水田と畑、果樹園地です。面積は合計で7,560㎡となっております。借手は高崎市の方。利用目的は水田、畑、果樹園です。貸借期間は令和6年1月1日から5年間、令和10年12月31日までとなっております。賃借料は合計で34万円。支払い方法は現金です。

それでは、1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

こちらが計画書になっております。

一番下の段ですけれども、こちらの借手の方ですが、現在、やっているところが20万5,000㎡、こちらの農地を今、経営しております。主に作っているものはコンニャクです。世帯が5人ということで、こちらの5人で家族経営ということでやられております。

一番右の下ですが、こちらが今所有している農機具等になります。こちらの方につきましては、年齢が36歳、男性の方で、作業日数は年間280日程度作業しているとのことです。

では、1枚めくっていただきまして、5ページをご覧ください。

こちらが2件目の方ですが、7ページをご覧ください。

7ページですが、こちらが2件目の方で、こちら会社で今回やられるということで、 今回、農用地利用設定するのは5,174㎡。今やっているのが主にイチゴでございます。 経営につきましては5人ですね、5人でやられるということです。年間が250日やら れるということで、一番右が今所有している農機具ということになります。

8ページをご覧ください。

こちらが3件目の方ですけれども、一番下の段です。年齢が69歳。作業日数が160日。主に野菜をやられるということでございます。世帯員が4人、その中で1人が農業従事ということです。

9ページをご覧ください。

こちらが4件目の方になります。年齢が48歳。作業日数は300日ということです。 主に果樹、ブドウということでやられるということです。農業従事が2人。一番右側 が現在持っている農機具ということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。質疑はございませんか。

5番、星野委員。

星野委員 3ページの賃料が15万とか6万円とか、ちょっと高いけれども、これは何か 設備があるのですか。

議 長 事務局。

細谷係長 利用目的はブドウになりますが、特に借地料についてこちらは関与しておりません。

議 長 いいですか。

星野委員 そういうことですか。

農地には設備があるのですか、じゃ。ブドウを作るということだからですか。ブドウ棚があるわけですよね。

(「前やっていた人の」という声あり)

星野委員 ものをやるから、はい、分かりました。それなら、理解できます。ありがと うございました。

議 長 ほかに質疑ございますか。ほかに質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 質疑なしと声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(替成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農地利用集積計画の決定については、原案 のとおり決定することとします。

ここで細谷係長の退席を認めます。

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。 事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について、説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は、大字山子田字釈迦堂1416番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積716㎡。2筆目の農地の所在は、大字山子田字釈迦堂1416番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は331㎡。権利種別は3条、有償移転で、内容は売買。譲渡人は山子田の方。経営面積は自作地22.2アール。申請事由は、農地の管理ができずに困っていたところ、譲受人から申出があり、応じることとしたとのことです。譲受人は山子田の方。経営面積は現在ゼロアールでございます。申請事由は、12年前から申請地を借り受け、野菜作りをしているが、このたび申請地を譲り受けし、引き続き野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は2人中2人です。

議案書11ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わりにいたします。

議 長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。 何かご意見ございませんか。

10番、農業委員、髙橋君。

髙橋委員 10番、農業委員の髙橋です。

先ほどの事務局長の説明の議案第2号、1番について、地元委員としまして補足といいますか、説明を若干足したいと思います。

こちらの方はもともと譲受人に関しては、勤め人だった方ですが、自宅の地図を見ていただくとお分かりのとおり、自宅のすぐ南と西ですか、そちらの土地を12年前から借りて、農業をしているということです。実際、このお宅を訪問して、確認しましたところ、トラクターとか管理機とか現に使っております。今、こちらはサトイモと普通の野菜ですかね、そういったものを作っております。そのほかに奥さんと2人で自宅のところも一部を畑にして作っているような状況です。

地元委員といたしまして、許可相当と思われますので、皆さんのご審議をよろしく

お願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見は ございませんか。

岩田委員 議長。

議 長 推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 この方、譲り受ける方は農地が現在ない状態ですよね。いわゆる農家として の扱いは受けないのではないかなと思ったのですが、そういう方が農地を買うという のはできるのですか。

議長事務局長。

事務局長 今までだと下限面積というのがありまして、50アールが下限面積ですけれども、榛東の場合は、1農家の面積を計算しまして40アール持っていないと農地が取得できないというところであったのですけれども、昨年から法律が変わって、その下限面積が撤廃をされました。ただ、ちゃんと農業をやるということでないと農地は取得できないということを念頭に置いて農業委員会で決定するというところとなっておるところでございます。

以上です。

議 長 ほかにはご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(替成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は、原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見 についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長 議案第3号、番号1について、説明申し上げます。

議案書12ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は、大字新井字多屋1675番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は473㎡。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。 譲受人は吉岡町南下の方。転用目的は宅地分譲住宅用地。施設等は分譲住宅用地2区 画。転用理由は、譲受人は申請地は日当たりもよく、前橋、高崎への交通の便もよいため、分譲するのに適していると考え、申請しますとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですけれども、用途指定地域、農地区分は3種農地となります。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

12番、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第3号、1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでご ざいます。

若干地元委員として、周辺状況等補足説明をさせていただきたいと思います。 現地調書の5ページをお開き願いたいと思います。

今回のまず申請地でございます。申請地につきましては、新井の信号から前橋方面に500mほど下り、行政書士事務所があるところの十字路を北に100mほど入ったところの道路の角でございます。北側と東側につきましては、村道、南側につきましては、小排水というか用水路の小さいのを挟んで畑、西側については田んぼがございます。そういったところの用地を今回、宅地分譲の住宅の住宅用地ということで分譲というような申請でございます。

用地につきましては、案件に記載のとおり用途地域ということで、3種の農地でございます。仮に宅地等が建った場合に、生活雑排水については、東側の村道に汚水の下水が通っておるというようなことで、西側、南側については、若干ちょっと高めになっているということで、雨水についても周辺農地に、もし宅地ができても影響が出ないというような状況でございます。

そういった形の中で地元委員といたしますと、許可相当と思われますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議 長 ただいま地元委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は、許可相当として、県知事に意見書を送付します。 次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。 事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について、説明申し上げます。

議案書は12ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は、大字新井字立畦2484番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積1,110㎡。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は東京都港区六本木の方。転用目的は太陽光発電施設用地。施設等はパネル180枚、杭70本。転用理由、譲受人は現在、太陽光事業を展開しているが、事業拡大のため適地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を太陽光発電施設用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地です。また、本件につきましては、今年の5月の総会におきまして審議され、県に進達されまして、令和5年5月26日に許可となっておりましたが、申請者が代わりまして、令和5年11月22日に許可の取消願が提出されまして、11月27日に取消しが決定していることを申し添えます。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 農業委員4番、飯塚です。

3号の2につきまして、事務局長の説明のとおりでございますが、現地の状況について説明いたします。

場所は下新井、確認調書は8ページからですが、村営住宅の東隣で、現地の東側も住宅です。周囲については、北側が水路、道路南側も側溝があって、道路を挟んで畑という状況です。周囲はフェンスで覆っており、大雨のときには一旦水をためるよう貯水池を設けてあります。水が道路あるいは隣の畑等に流出を防ぐ計画です。農地が南にありますが、影響がないと思いますので、許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員から許可相当と説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は、許可相当として、県知事に意見書を送付します。 ここで全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時35分) (再開 午前10時45分)

——————— ◎報告事項	 		
◎その他			
	 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
◎閉会			

(午前11時22分)